

社会福祉法人明日佳 定款細則

第1章 総則

(趣旨) 第1条 本細則は、定款第44条の規定に基づき、社会福祉法人明日佳（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員

(評議員の改選時期)

第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案をする時の事前確認資料)

第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 経歴書
- (3) その他、選任候補に必要な資料

2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

(評議員名簿)

第4条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第3章 評議員会

(役員等の出席)

第5条 理事及び監事は、評議員会の求めに応じて出席するものとする。

- 1 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 2 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(報告事項)

第6条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録
- (3) その他法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第7条 評議員会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項（議題）
 - (3) 議案の概要
 - (4) 定時評議員会の招集にあたっては、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告含む）
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 3 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(議長)

第8条 評議員会に議長をおく。

- 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(決議)

第9条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 評議員会の決議は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
- 3 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事・監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）
- 5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除

することができない。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（議事録）

第10条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された日時及び場所
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要
イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名 又は名称
- ⑥ 議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。

- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員（理事・監事）

（役員の変更）

- 第11条 役員の変更は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 評議員会に対する役員を選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
 - 3 監事を選任候補者の提案は、前項の手續きに加え、在任する感じの過半数の同意を得なければならない。
 - 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。

（役員を選任候補者の提案をするときの事前確認資料）

- 第12条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。
- (1) 就任承諾書
 - (2) 経歴書
 - (3) その他、選任候補に必要な資料
- 2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

（役員解任の提案をしようとするときの手續）

- 第13条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示したうえで、聴聞の機会を付与しなければならない。
- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭指定意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
 - 3 聴聞の主催者は、聴聞の心理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
 - 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

（役員名簿）

- 第14条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間

備え置くものとする。

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第15条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長等の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の取得・処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄附金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
- (13) 新たな事業の経営または受託
- (14) 社会福祉充実計画の策定
- (15) 評議員選任解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案

(報告事項)

第16号 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長の職務の執行の状況
- (2) 監事の監査結果
- (3) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(招集)

第17条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事会の目的である事項（議題）

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会

を開催することができる。

- 3 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(議長)

第18条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第19条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとするることができる。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 基本財産の処分
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長の報告は省略できない。

(監事の出席)

第20条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第21条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記

載して作成するものとする。

(1) 通常の理事会の事項

- ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 出席した理事及び監事の氏名
- ⑦ 議長の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合の事項

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合の事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。

4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に記名押印する。

5 理事会の決議に参加した理事であつて、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 決算・監査

(資料の作成)

第 22 条 理事長は、会計年度終了後 ~~2~~ 1 ヶ月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第 23 条 監事は、前条の資料を受領した日から 4 週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第 24 条 前条の監事監査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及びその場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (4) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

(備え置き)

第 25 条 第 20 条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 事務の専決

(専決事項)

第 26 条 理事長が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

2 理事長の専決事項については、その一部を会計責任者の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第 27 条 理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事会に報告しなければならない。

2 会計責任者が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

第 8 章 雑則

(改廃)

第 28 条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

1. この細則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

【別表 1】

I 理事長専決事項

- (1) 職員の任免（施設長を除く）
- (2) 職員の日常の業務分掌・労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 1 件の金額 50 万円以上 1,000 万円未満の工事、物品購入、業務及び事業委託、土地及び建物賃貸借その他における契約の締結に関すること
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 寄附金の受入れに関する決定
ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。

II 会計責任者専決事項

- (1) 拠点職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること
- (2) 収入(寄附金を除く)事務に関すること
- (3) 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で 1 件の予算執行額が 50 万円未満の契約を締結すること
- (4) サービスに係る利用契約
- (5) 入所者の預かり金の日常管理に関すること